

私立幼稚園等建設費等補助金交付要綱

（総則）

第1条 私立幼稚園又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）の建設費等の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私立幼稚園 学校法人又は学校法人以外の者（国又は地方公共団体を除く。）が市内に設置する幼稚園で県知事の認可を受けたものをいう。
- （2） 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で、学校法人が市内に設置するものをいう。
- （3） 補助事業者 私立幼稚園等の設置者で次条に規定する補助対象となる行為を行うものをいう。

（補助対象）

第3条 補助対象となる建設費等は、私立幼稚園等の園舎の新築、増改築、改修等及び危険なコンクリートブロック塀等（当該塀等の除去とそれに伴う新設）に要する次に掲げる工事費（以下「建設費」という。）並びに園舎及び遊具の塗装に要する工事費（建設費の対象となる工事と併せて行われるものを除く。以下「塗装工事費」という。）とする。

- （1） 躯体工事費、仕上工事費及び雑工事費
- （2） 附帯工事費
- （3） 園地周囲の緑化工事費

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する工事費の合計額から当該園舎の建設費等に充てるため、補助事業者以外の者が負担する金額を控除した額（以下「自己負担額」という。）に、次の各号に掲げるところにより算出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。ただし、過去3年度以内にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める上限額から、当該交付を受けた補助金の合計額を減じた額を上限額とする。

(1) 建設費

自己負担額のうち100万円を超えた部分の3分の1に相当する金額の範囲内で、800万円を超えない額

(2) 塗装工事費

自己負担額のうち30万円を超えた部分の3分の1に相当する金額の範囲内で、150万円を超えない額

(補助の制限)

第5条 市長は、私立幼稚園等が次に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 園地又は園舎の権利の帰属関係について訴訟係属中その他紛争があり、補助事業の適正な執行を期しがたいとき。

(2) 補助事業者が破産手続開始の決定を受け、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているとき。

(3) 補助事業者が前条ただし書に規定する期間内に規則第13条第1項の規定に該当し、この要綱による補助金の交付決定を取り消されているとき。

(4) 補助事業者がこの要綱による補助金の対象経費について、国又は県の補助金の交付決定を受けているとき。

(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 私立幼稚園等建設等事業計画書

(2) 建設予定の園舎の設計図（建設費に限る。なお、増改築の場合は、既存建物との関係を明らかにしたもの）

(3) 仕様書、見積書及び契約書（交付条件）

(立入調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、規則第9条の規定により、職員に命じて、補助金を交付した私立幼稚園等に立ち入り調査を行わせることができる。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 支払領収書の写し

(2) 建築検査済証の写し（建設費に限る。）

(3) 補助対象となった建物等の写真

(4) 補助対象となった建物の権利の帰属を証する書類（建設費に限る。）

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助対象となった建設工事の完成日から15年を経過した日までとする。

(届出)

第9条 補助対象となった建物が前条に規定する期間中に滅失又は使用目的を損なう程度の損傷を受けたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、同日以後において着工する私立幼稚園建設工事費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。